

信州大学/東京理科大学連携分室の設置に関する覚書

平成 27 年 6 月 24 日付「国立大学法人信州大学と東京理科大学との連携に関する協定書」第 2 条第 6 号に基づき、多分野の共響に基づく水関連先端的研究の推進及び水に関わる地球再生（アクア・リジェネレーション）の実現に必要な科学技術の創造を目的として、信州大学アクア・リジェネレーション機構（以下「甲」という。）と東京理科大学創域理工学部（以下「乙」という。）は、信州大学/東京理科大学連携分室の設置に関する覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

（信州大学/東京理科大学連携分室の設置）

- 第 1 条 甲は、本覚書前文の目的を達成するため、乙の施設内に信州大学/東京理科大学連携分室（以下「分室」という。）を設置する。
- 2 前項に基づき甲が分室を設置する場所は、甲乙間の協議により定める。
- 3 甲は、分室の使用にあたっては、甲乙間の協議による定めに従うものとする。

（連携協力事項）

- 第 2 条 甲及び乙は、本覚書前文の目的を達成するため、次の各号の事項について連携及び協力を行う。
- (1) 研究者・学生・サポートスタッフの交流に関する事項
- (2) 共同研究の実施に関する事項
- (3) 研究設備の相互利用に関する事項
- (4) その他、本覚書の目的を達成するために必要な事項
- 2 甲及び乙は、前項の連携及び協力にあたり、東京理科大学創域理工学部先端化学科の協力を得るものとする。

（有効期間）

- 第 3 条 本覚書の有効期間は、締結日から 2029 年 3 月 31 日までとする。ただし、有効期間終了前に、甲と乙とが合意したときは、有効期間を延長することができるものとする。
- 2 甲又は乙のいずれかが本覚書の解約を希望する場合は、解約予定日の 1 箇月前までに書面をもって相手方に通知することにより、理由の如何を問わず本協定を解約することができるものとする。

（秘密保持）

- 第 4 条 甲及び乙は、本覚書に基づく連携及び協力に際して、当事者間で開示・提供される産学連携及び知的財産その他業務上の一切の情報のうち、相手方から秘密である旨の文書等による指定がなされた情報（ただし、公知のものは除く。）について相手方の事前の同意なく第三者に開示、漏洩してはならない。

- 2 甲及び乙は、理由の如何を問わず本覚書が終了した翌日から起算して 3 年間、前項に定める守秘義務を負うものとする。

（その他）

- 第 5 条 本覚書に定めのない事項又は本協定の内容に疑義等が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

- 本覚書の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲及び乙それぞれ記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

2025 年 5 月 30 日

甲 長野県松本市旭 3 丁目 1 番 1 号
信州大学アクア・リジェネレーション機構
機構長

手 嶋 勝 弥



乙 千葉県野田市山崎 2641 番地
東京理科大学創域理工学部
学部長

堂 脇 清 志

